

岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系におけるテニユア・トラック制実施内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則（平成22年岡大規則第24号）第8条の規定に基づき、岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系（以下「農学系」という。）におけるテニユア・トラック制の実施に関し、必要な事項を定める。

(テニユア・トラック教員の採用)

第2条 別表に掲げる講座において欠員を補充する場合は、テニユア・トラック制を適用し、教員を採用することができる。

2 前項の規定によりテニユア・トラック制により採用する教員（以下「テニユア・トラック教員」という。）は、助教とする。

3 テニユア・トラック期間は、5年とする。

(公募)

第3条 テニユア・トラック教員の採用は、公募により行うものとする。

(説明及び同意)

第4条 農学系長（以下「学系長」という。）は、人事内規第7条の規定により農学系会議においてテニユア・トラック教員採用候補者が議決された場合は、速やかに別紙様式1により候補者に通知するとともに、本学のテニユア・トラック制を説明の上、期間を定めて雇用されることについて、別紙様式2により採用候補者から書面による同意を得なければならない。

(メンター教員)

第5条 教育研究上の指導及び助言を行うなどテニユア・トラック教員を支援するため、テニユア・トラック期間中メンター教員を置く。

2 メンター教員は、テニユア・トラック教員を配置する講座の推薦に基づき学系長が指名する。

(テニユア審査)

第6条 テニユア・トラック教員のテニユア審査は、農学系会議において中間審査及び最終審査により行う。

2 テニユア審査の結果、テニユア審査基準を満たしている場合は、テニユア・トラック期間満了日の翌日から任期の定めのない教員として学長協議の上、決定する。なお、テニユア付与後の職種は、岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系教員人事ための教育研究業績の審査等に関する内規に基づき、決定する。

(中間審査)

第7条 テニユア・トラック教員の活動状況について評価するため、テニユア・トラック期間3年目が満了する日の1月前までに中間審査を行う。

- 2 テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間3年目が満了する日の8月前までに、活動状況報告書（別紙様式3）に履歴書，研究業績目録，その他テニユア審査に必要な書類を添えて，学系長に提出するものとする。
- 3 学系長は，中間審査結果を中間審査結果通知書（別紙様式4）により当該テニユア・トラック教員に通知する。
- 4 中間審査の結果，テニユア審査基準を満たしている場合は，第2条第3項中「5年」とあるのは「3年」とし，前条第2項の規定を適用するとともに，第10条第3項中「最終審査結果」とあるのは「中間審査結果」とし，前項の規定にかかわらず第10条第3項の規定を適用する。

（中間評価の実施時期の延期）

第8条 教員が次の各号に掲げる事由により十分な研究を行うことができない場合には，前条第4項の規定にかかわらず，当該テニユア・トラック教員の申請に基づき，中間評価の実施時期を6月又は1年延期することができる。

- 一 産前休暇及び産後休暇
- 二 育児休業，育児短時間勤務，育児部分休業及び出生時育児休業
- 三 介護休業
- 四 病気休職
- 五 病気休暇
- 六 その他研究を継続できないやむを得ない事情がある場合

（最終審査）

第9条 最終審査は，テニユア・トラック期間満了日の5月前までに最終審査を行う。

- 2 テニユア・トラック教員は，テニユア・トラック期間満了日の10月前までに，活動状況報告書（別紙様式3）に履歴書，研究業績目録，その他テニユア審査に必要な書類を添えて，学系長に提出するものとする。
- 3 学系長は，最終審査結果をテニユア審査結果通知書（別紙様式5）により当該テニユア・トラック教員に通知する。

（テニユア審査基準）

第10条 テニユア審査基準は，次項に定めるとともに，公募要項にて公表する。

- 2 テニユア・トラック期間中に下記の項目に全て該当すること。

- 一 研究論文，学会発表について
 - イ 第一著者又は責任著者で，独創性に富み，学術的評価の高い論文が，3編以上公表されていること
 - ロ 共著を含む平均年1編の論文が公表されていること。
 - ハ 学会における発表が平均年1回以上あること。国際会議は1回以上。
- 二 研究費について
積極的に外部資金(科学研究費など及び財団などの研究費)に応募し，2回以上，研

究代表者としての外部資金獲得
があること。

三 教育について

本学における学部及び大学院の講義（実験・実習も含む）及び演習等の教育活動の実績があること。

四 管理運営について

講座・ユニットの運営に積極的に参画していること。

- 3 前項に該当しない項目があっても、総合的に勘案して、テニユア審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、これらと同等以上と認める場合は、前項の各号に全て該当するとみなすことができる。

（テニユア審査委員会）

第11条 学系会議は、中間審査及び最終審査を行うため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、学系長のほか、農学系会議において選出された教授2名以上の3名以上で組織する。

- 3 前項の委員には当該講座の教授及び他講座の教授それぞれ1名以上を含むものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、農学系会議において必要と認めた場合は、研究科以外の者に委員を委嘱することができる。

- 5 特段の事情がない限り、審査委員会委員の交代は行わないものとする。

（テニユア再審査）

第12条 最終審査結果に不服のあるテニユア・トラック教員は、再審査を請求することができる。

- 2 再審査を請求する場合は、テニユア審査結果通知書（別紙様式5）を受領した日の翌日から起算して10日以内にテニユア再審査請求書（別紙様式6）を学系長に提出するものとする。

- 3 学系長は、テニユア・トラック期間満了日の2月前までに、当該教員に対し、テニユア再審査結果通知書（別紙様式7）により再審査結果を通知する。

- 4 再々審査は行わない。

（テニユア再審査委員会）

第13条 学系長は、前条による再審査請求があった場合は、農学系会議にテニユア再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置する。

- 2 再審査委員会は、第11条の規定を準用し、設置する。ただし、学系長を除く委員は、審査委員会委員以外の者から選出するものとする。

（雑則）

第14条 この内規に定めるもののほか、農学系におけるテニユア・トラック制の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第15条 この内規の改廃は、農学系会議の議を経て行う。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

テニユア・トラック制を適用する 講 座 及 び 職 名		テニユア・トラック 期間, 取得後の職名	
講座	職名	期間	職名
全講座	助教	5年	助教

別紙様式1（第5条関係）

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系長

〇 〇 〇 〇

岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系
テニユア・トラック教員補者の決定について（通知）

岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系は、下記のとおり、貴殿をテニユア・トラック教員候補者として決定いたしました。

については、貴殿の同意を頂きたいので、〇〇月〇〇日までに就任同意書（別紙様式2）に署名の上、返送願います。

記

- 1 講座名：〇〇講座
- 2 教育研究分野名：〇〇学
- 3 テニユア・トラック期間中の職名：助教
- 4 テニユア・トラックの期間： 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

以 上

別紙様式2（第5条関係）

就 任 同 意 書

令和 年 月 日

岡山大学学術院環境生命自然科学学域農学系長 殿

氏 名 ○ ○ ○ ○
(自署)

私は、岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域農学系テニユア・トラック教員として、下記のとおり、就任することに同意します。

記

- 1 講 座 名：○○講座
- 2 教育研究分野名：○○学
- 3 テニユア・トラック期間中の職名：助教
- 4 テニユア・トラックの期間： 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

以 上

別紙様式3（第8・10条関係）

令和 年 月 日

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長 殿

職 名 : ○ ○

氏 名 : ○ ○ ○ ○
(自署)

活動状況報告書

○○審査にあたり、別紙のとおり活動状況を報告しますので、よろしくお取り計らい願います。

別紙様式 4 (第 8 条関係)

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長

〇 〇 〇 〇

中間審査結果通知書

貴殿の中間審査については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

評価項目	評価	評価内容、理由等
研究に関する事項		
教育に関する事項		
その他		
総合評価		

※評価項目の詳細については、第 11 条で定めるテニユア審査基準に基づく。

別紙様式5 (第9条関係)

テニュア・トラック教員の間評価実施時期変更申請書

令和 年 月 日	
学術研究院環境生命自然科学学域農学系長 殿	
申請者 職 名 ○ ○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ (自署)	
テニュア・トラック教員の間評価の実施時期の変更について、下記のとおり申請します。	
記	
採用年月日	令和 年 月 日
本来の実施時期	令和 年 月
変更後の実施時期	<input type="checkbox"/> 6ヶ月延長：令和 年 月 <input type="checkbox"/> 1年延長：令和 年 月
変更を希望する理由	
メンター教員の意見等	
メンター教員	

別紙様式6（第9条関係）

テニユア・トラック教員の間接評価実施時期変更通知

令和 年 月 日

殿

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長

○ ○ ○ ○

貴殿から申請のあったテニユア・トラック教員の間接評価の実施時期の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、間接評価の評価資料の提出時期等については、改めて通知します。

記

変更後の間接評価実施時期 : 令和 年 月

以 上

別紙様式7（第10条関係）

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長

○ ○ ○ ○

テニユア審査結果通知書

貴殿のテニユア審査については、下記のとおり決定しましたので、通知します。
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に、大学院環境生命自然科学学域農学系長に対して再審査の請求をすることができます。

記

審 査 結 果
<input type="radio"/> テニユア付与可（職名 ○○）
<input type="radio"/> テニユア付与不可 （理 由）

別紙様式8（第13条関係）

令和 年 月 日

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長 殿

職 名 : ○ ○

氏 名 : ○ ○ ○ ○
(自署)

テニユア再審査請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けテニユア審査結果通知書により、テニユア付与〇〇の通知を受け取りましたが、下記理由により再審査を希望しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため

以上

別紙様式9（第13条関係）

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

学術研究院環境生命自然科学学域農学系長

〇 〇 〇 〇

テニユア再審査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のありました貴殿のテニユア再審査については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

審査結果
<input type="radio"/> テニユア付与可（職名 〇〇）
<input type="radio"/> テニユア付与不可 （理由）